

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正

行政改革推進室

（県例規集登載）

○ 特定施設の設置許可申請

環境管理課

○ 特定計量器定期検査

産業企画課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

港湾課

○ 廃物と認定することが困難な放置自動車の処分

【公告】

○ 一般競争入札の実施

技術管理課

”

【人事委員会】

○ 平成三十年岡山県職員A採用試験の実施

人事委員会

【公安委員会】

○ 警備業法に基づく講習

生活安全企画課

【内水面漁場管理委員会】

○ 第二百三十回岡山県内水面漁場管理委員会開催

内水面漁場管理委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百九十八号

（許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。）

平成三十年九月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表保健福祉部の部保健福祉課の項の次に次のように加える。

指導監 査室									
1	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項、第21条の5の16第1項	指定障害児通所支援事業者の指定及び指定の更新	26日	5日					
2	児童福祉法第24条の2第1項、第24条の10第1項	指定障害児入所施設の指定及び指定の更新	26日	5日					
3	児童福祉法第35条第4項	児童福祉施設（障害児に関する施設に限る。以下この項において同じ。）の設置の認可	20日	5日					
4	児童福祉法第35条第12項	児童福祉施設の廃止又は休止の承認	20日	5日					
5	生活保護法（昭和25年法律第144号）第41条第2項	保護施設の設置の認可	25日	5日					
6	生活保護法第41条第5項	保護施設の名称等の変更の認可	25日	5日					
7	生活保護法第42条	保護施設の休止又は廃止の時期の認可	25日	5日					
8	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第4項	養護老人ホーム等の設置の認可	10日						
	老人福祉法第16条第3項	養護老人ホーム等の廃止、休止若しくは入							

9		所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可	10日					
10	介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第70条の2第1項、第70条の3第1項	指定居宅サービス事業者の指定並びに指定の更新及び変更	26日	5日				
11	介護保険法第48条第1項第1号、第86条の2第1項	指定介護老人福祉施設の指定及び指定の更新	26日	5日				
12	介護保険法第53条第1項、第115条の11において準用する同法第70条の2第1項	指定介護予防サービス事業者の指定及び指定の更新	26日	5日				
13	介護保険法第94条第1項、第2項、第94条の2第1項	介護老人保健施設の開設の許可及び許可の更新並びに入所定員等の変更の許可	26日	5日				
14	介護保険法第95条第1項	介護老人保健施設を管理する医師の承認	26日	5日				
15	介護保険法第95条第2項	介護老人保健施設を管理する者の承認	26日	5日				
16	介護保険法第107条第1項、第2項、第108条第1項	介護医療院の開設の許可及び許可の更新並びに入所定員等の変更の許可	26日	5日				
17	介護保険法第109条第1項	介護医療院を管理する医師の承認	26日	5日				
18	介護保険法第109条第2項	介護医療院を管理する者の承認	26日	5日				

19	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号、第107条の2第1項	指定介護療養型医療施設の指定及び指定の更新	26日	5日					
20	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項、第37条第1項、第41条第1項	指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定の変更及び更新	26日	5日					
21	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項、第39条第1項、第41条第1項	指定障害者支援施設の指定並びに指定の変更及び更新	26日	5日					
22	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の14第1項、第51条の21第1項	指定一般相談支援事業者の指定及び指定の更新	26日	5日					

別表保健福祉部の部医療推進課の項8中、「第2項、第3項」を「から第3項まで」に改め、「回頁9中、「第2項、第3項」を「から第3項まで」に改め、「岡山市及び」を「岡山市及び」に改め、同項11及び13中「岡山市及び」を「に」に改め、

別表保健福祉部の部医薬安全課の項1中「(昭和22年法律第164号)」を「に」に改め、

別表保健福祉部の部子ども未来課の項2中「認定」の次に「岡山市及び」を加える。

別表保健福祉部の部障害福祉課の項中1から7までを削り、8を1とし、9を2とし、10から12までを削り、13を3とし、14から19までを1から7まで繰り上げる。

別表保健福祉部の部長寿社会課の項中8から14までを削り、15を8とし、16から18までを7まで繰り上げ、19を削り、20を12とし、21から23までを8まで繰り上げる。
別表産業労働部の部産業企画課の項に次のように加える。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強	土地利用調整計画の同意及び変更の同意								
---------------------------	--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

改め、同16を同項15とし、同項中17を16とし、18から28までを一ずつ繰り上げる。
 別表土木部の部建築指導課の項中97を99とし、78から96までを一ずつ繰り下げ、77の次に次のように加える。

78	不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第3条第1項	不動産特定共同事業の許可	180日					
79	不動産特定共同事業法第41条第1項	小規模不動産特定共同事業の登録	120日					

別表出先機関の部県民局（地域政策部）の項中69を74とし、62から68までを一ずつ繰り下げ、61を63とし、同63の次に次のように加える。

64	土壤汚染対策法第27条の2第1項	汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認	60日					
65	土壤汚染対策法第27条の3第1項	汚染土壤処理業者である法人の合併及び分割の承認	60日					
66	土壤汚染対策法第27条の4第1項	汚染土壤処理業の相続の承認	60日					

別表出先機関の部県民局（地域政策部）の項中60を62とし、59を61とし、58を59とし、同59の次に次のように加える。

60	土壤汚染対策法第4条第3項	土壤汚染状況調査の実施及び結果の報告の命令	30日					
----	---------------	-----------------------	-----	--	--	--	--	--

別表出先機関の部県民局（地域政策部）の項中57を58とし、27から56までを一ずつ繰り下げ、26の次に次のように加える。

27	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項、	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に	150日					
----	----------------------------	---------------------	------	--	--	--	--	--

別表出先機関の部県民局（健康福祉部）の項に次のように加える。

第7項		係る特例の認定及び変更の認定							
17	介護保険法第109条第1項	介護医療院を管理する医師の承認	14日						
18	介護保険法第109条第2項	介護医療院を管理する者の承認	14日						

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百九十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 J F E スチール株式会社

住 所 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

氏 名 代表取締役社長 柿木 厚司

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 J F E スチール株式会社西日本製鉄所（福山地区）

所在地 笠岡市鋼管町6番地

平成30年9月18日 岡山県公報 第12026号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (外面コーティング酸 洗設備)	
能	力	667t/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成30年11月30日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成31年4月1日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続15時間 (最大24時間)	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	12.4	20.0
	p H	1.3	1.3
	C O D (mg/L)	701	701
	S S (mg/L)	276	276
	油 分 (mg/L)	55.3	55.3
	T-N (mg/L)	8.5	8.5
	T-P (mg/L)	18.2	18.2

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成30年9月18日 岡山県公報 第12026号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	新 設				新 設				
工場又は事業場における施設番号	中和タンク				圧縮ろ過装置				
種 類 及 び 型 式	TKPS社製垂直型樹脂タンク				JOTEM社製水平ベルトフィルター (Type 500)				
構 造	ポリエチレン				外装：ステンレス鋼 ベルトフィルター部：ナイロン製ろ布				
主 要 寸 法	直径1.8m×高さ1.4m				幅0.8m×長さ2.3m×高さ0.8m				
能 力	20.4m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	中和				圧縮ろ過				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	平成30年11月30日				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成31年4月1日				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理前及びその状態及び通常の汚水等の最大値並びに当該汚水等の最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	12.4	20.0	12.7	20.4	12.7	20.4	12.6	20.2
	p H	1.3	1.3	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
	C O D (mg/L)	701	701	701	701	701	701	233	233
	S S (mg/L)	276	276	276	276	276	276	90	90
	油 分 (mg/L)	55.3	55.3	55.3	55.3	同左			
	T - N (mg/L)	8.5	8.5	8.5	8.5				
T - P (mg/L)	18.2	18.2	18.2	18.2					

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、冷却水等として再利用するほか産業廃棄物として処理委託される。

平成30年9月18日 岡山県公報 第12026号

区 分	新 設				
工場又は事業場における施設番号	逆浸透膜ろ過装置				
種 類 及 び 型 式	JOTEM社製RO-1.5/1ダブルパス				
構 造	外装：ステンレス鋼 逆浸透膜：薄膜複合ポリアミド スパイラル巻き構造				
主 要 寸 法	直径0.1m×長さ1.0m×2本				
能 力	32.5m ³ /日				
処 理 の 方 法	逆浸透膜ろ過				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	平成30年11月30日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成31年4月1日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				
使用時における当該施設に於ける汚水等の処理前後の状態及びその通常値並びに最大値の概要	区 分	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	20.2	32.5	20.2	32.5
	p H	7.5	7.5	7.5	7.5
	COD (mg/L)	233	233	3.0	3.0
	S S (mg/L)	90	90	6.0	6.0
	油 分 (mg/L)	55.3	55.3	0.4	0.4
	T-N (mg/L)	8.5	8.5	5.0	5.0
T-P (mg/L)	18.2	18.2	0.6	0.6	

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、冷却水等として再利用するほか産業廃棄物として処理委託される。

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成30年9月18日から同年10月9日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所

平成30年9月18日 岡山県公報 第12026号

◎岡山県告示第五百号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

平成三十年九月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場 所	期 日
総社市	総社市役所昭和公民館	平成三十年十月二十三日
	総社市役所北出張所	〃
	総社市西公民館	二十四日
	総社市東公民館	〃
	総社市清音公民館別館	二十五日
	総社市山手公民館	〃
	総社市役所西庁舎南側	二十六日
	〃	〃
	〃	二十九日
	〃	〃
	〃	三十日
	〃	〃

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

平成30年9月18日 岡山県公報 第12026号

◎岡山県告示第五百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大野部東城線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
新見市哲西町大野部字大畝五四八四番三 地先から	新見市哲西町大野部字大畝五五〇〇番一 地先まで	新	二・六〇 五・一五	三九五・一
新見市哲西町大野部字大畝五四八四番三 地先から	新見市哲西町大野部字大畝五五〇〇番一 地先まで	旧	二・六〇 五・一五	三九五・一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大野部備中線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

<p>新見市哲西町大野部字信藤一三六二番二 地先から 高梁市備中町西山字高山二八〇三番四地 先まで</p>	<p>新見市哲西町大野部字信藤一三六二番二 地先から 高梁市備中町西山字高山二八〇三番四地 先まで</p>	
<p>旧</p>	<p>新</p>	<p>別</p>
<p>四・五 七・〇</p>	<p>七・〇 三九・五</p>	<p>(メートル)</p>
<p>四七六・五</p>	<p>四六六・九</p>	<p>(メートル)</p>

平成30年9月18日 岡山県公報 第12026号

◎岡山県告示第五百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	大野部東城線	新見市哲西町大野部字大畝五四八四番三地先から 新見市哲西町大野部字大畝五五〇〇番一地先まで	平成三十年九月十八日
	大野部備中線	新見市哲西町大野部字信藤一三六二番二地先から 高梁市備中町西山字高山二八〇三番四地先まで	

◎岡山県告示第五百三号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自動車の処分について次のとおり告示する。

平成三十年九月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自動車の種類、名称、形状、数量及び車両番号

種類及び名称	形状及び数量	車両番号
軽乗用自動車 スズキ MRワゴン	箱型 一台	岡山五八一あ一〇八五

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成三十年六月十四日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先（宇野港第一突堤北側駐車場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自動車を処分する。

五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 ○八六三一三一―三二二一

〔四五七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十年九月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

公共事業総合情報システム等機器借入 一式 (設置, 調整及び保守を含む。)

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及び調達仕様書による。

(3) 借入期間

平成31年3月1日から平成36年2月28日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び調達仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価(本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額)を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成30年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年岡山県告示第43号(物品の売買, 修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格, 資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。))に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分が

Aであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 本件の借入物件の調達等に係る代金を調達仕様書に記載する県が指定した当該物件の構築業者に対し、平成31年3月31日までに確実に支払うことができる者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 086-226-7538

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県土木部技術管理課管理情報班

電話 086-226-7410

FAX 086-224-2158

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

号 26021 第 報 公 山 岡 日 8 月 9 年 03 平成

ア 交付期間

平成30年9月18日（火）から同年10月9日（火）まで（岡山県の休日を含める
条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県
の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1) の場所以て交付する。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明
書で指定する添付書類を提出しなければならない。

ア 提出期間

平成30年9月18日（火）から同年10月16日（火）まで（県の休日を除く。）の
午前9時から午後5時まで（必着）

イ 提出場所

(1) の場所以に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)イにおいて同
じ。）

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

平成30年10月30日（火） 午前10時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁6階土木部会議室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)
の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本
人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印（封筒を二重とし，外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし，内側の封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）並びに1（1）の件名及び（1）の日時を記載したものに限る。）をして，郵送等により，平成30年10月29日（月）の午後5時までに4（1）の場所に提出すること。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

4（4）の一般競争入札参加申出書等を提出した者は，契約担当者から当該書類等に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法
財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は，入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

Public Enterprise Synthetic Infomation System 1 Unit

(2) Lease period :

From 1 March, 2019 through 28 February, 2024

(3) Delivery Place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

10:00 A.M. 30 October, 2018

(5) Contact point for the notice :

Technology Management Division, Department of Public Works, Okayama
Prefectural Government

2 - 4 - 6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL : 086-226-7410

〔四五八〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十年九月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

電子納品保管管理システム機器借入 一式 (設置, 調整及び保守を含む。)

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及び調達仕様書による。

(3) 借入期間

平成31年3月1日から平成36年2月28日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び調達仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価(本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額)を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成30年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年岡山県告示第43号(物品の売買, 修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格, 資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。))に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分が

Aであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 本件の借入物件の調達等に係る代金を調達仕様書に記載する県が指定した当該物件の構築業者に対し、平成31年3月31日までに確実に支払うことができる者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 086-226-7538

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県土木部技術管理課管理情報班

電話 086-226-7410

FAX 086-224-2158

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

平成30年9月18日 岡山県公報 第12026号

ア 交付期間

平成30年9月18日(火)から同年10月9日(火)まで(岡山県の休日を含める
条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県
の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所以て交付する。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明
書で指定する添付書類を提出しなければならない。

ア 提出期間

平成30年9月18日(火)から同年10月16日(火)まで(県の休日を除く。)の
午前9時から午後5時まで(必着)

イ 提出場所

(1)の場所以に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)イにおいて同
じ。)

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

平成30年10月30日(火) 午前10時15分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁6階土木部会議室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者(以下「本人」という。)又は代理人が(1)
の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本
人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印（封筒を二重とし，外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし，内側の封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）並びに1（1）の件名及び（1）の日時を記載したものに限る。）をして，郵送等により，平成30年10月29日（月）の午後5時までに4（1）の場所に提出すること。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

4（4）の一般競争入札参加申出書等を提出した者は，契約担当者から当該書類等に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法
財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は，入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

Electronic Delivery Storage Management System 1 Unit

平成30年9月18日 岡山県公報 第12026号

(2) Lease period :

From 1 March, 2019 through 28 February, 2024

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

10:15 A.M. 30 October, 2018

(5) Contact point for the notice :

Technology Management Division, Department of Public Works, Okayama
Prefectural Government

2 - 4 - 6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL : 086-226-7410

平成30年9月18日 岡山県公報 第12026号

◎岡山県人事委員会公示第八号

平成三十年度岡山県職員A採用試験を次のとおり実施する。

平成三十年九月十八日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
化学	二名	知事部局（本庁、県民局等）において、環境等に関する専門的業務に従事する。
土木	五名	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
林業	五名	知事部局（本庁、県民局等）において、治山事業等に関する企画、設計及び施工管理、林業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 昭和六十三年四月二日から平成九年四月一日までに生まれた者
- (2) 平成九年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成三十一年三月三十一日までに卒業見込みの者

イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに

該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 教養試験

試験区分にかかわらず、大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

(2) 専門試験

試験区分ごとに、それぞれ次の出題分野から択一式による筆記試験を行う。

試験区分	出題分野
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工等
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む）、林業工学、林産一般、砂防工学等

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験

第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

--	--

平成30年9月18日 岡山県公報 第12026号

2 第二次試験

試験の期日	平成三十年十一月四日(日曜日)
試験会場	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

試験の期日	平成三十年十二月一日(土曜日)及び 同月二日(日曜日)
試験会場	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成三十一年四月一日とする。

- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- (1) 平成三十年四月採用者（新卒者）の給料月額は、一九一、九〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局（岡山市中区古京町一丁目七番三六号岡山県庁分庁舎二階）に提出すること。
- 2 受験申込書は、平成三十年九月十八日（火曜日）から同年十月十六日（火曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 3 インターネットによる受験申込みは、平成三十年九月十八日（火曜日）から同年十月九日（火曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県公安委員会告示第百四十四号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成三十年九月十八日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
運搬警備業務	平成三十年十二月十三日（木曜日）及び同月十四日（金曜日）の二日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二条第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条第一項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

- 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に

規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
- ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

イ 次の区分のうち該当するものに係る書類

- (ア) 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

- (イ) 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

- (ウ) 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

- (エ) 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

- (オ) 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成三十年十月二十二日（月曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

一万四千元

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目一番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第三号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百三十回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

平成三十年九月十八日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

一 日時

平成三十年十月三日（水）

午前十時三十分から

二 場所

岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 増殖指示量の再検討について

第二号議案 岡山県内水面漁業調整規則の一部改正について